

令和4年5月31日  
和歌山県教育委員会

## 児童生徒・保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒及び保護者の皆様には、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等基本的な感染対策の徹底に協力いただいているところです。

この度、厚生労働省及び文部科学省において、児童生徒等のマスク着用の考え方が示されましたので、お知らせします。

つきましては、身体的距離が十分とれていないときはマスクを着用することが原則ではありますが、夏季を迎えるに当たって、熱中症への対応を優先させるため、学校においては下記のとおり取り扱うこととしますので、御理解と御協力をお願いします。

### 記

(1) から (3) については、マスクを外すよう教職員からも積極的に声かけを行います。

(1) 热中症への対応を優先させるため、気温・湿度や暑さ指数（W B G T）が高い日には、マスクを外すこと

マスクを外す際には、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導します。

(2) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ないこと

屋外の運動場に限らず、プールや体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。その際、地域の感染状況を踏まえつつ、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行うなど、留意して授業を行います。

(3) 登下校時において人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すこと

(4) スクールバスや公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用すること

(5) その他

- 運動部活動については、体育の授業に準じつつ、各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえて対応します。
- (1) から (3) については、児童生徒等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する場合は、学校に相談ください。
- 本通知は、夏季において熱中症への対応を優先するための対応であり、陽性者が判明した場合の濃厚接触者の特定は状況を踏まえて別途判断されることを了知ください。